

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定の取消し……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

正誤

○令和八年五月二十二日付目次……………

○令和八年六月十一日付五月分目録……………

告示

●東京都告示第八百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

佐藤 至

取消しに係る
道路の種類

取消年月日

取消しに係る
道路の位置

取消しに係る
道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条

令和八年六月十八日

青梅市本町千二番及び千三番

延長

第一項第四号

月十八日

二番及び千三番

六九・一九二一・八八

道路

幅員

六・〇〇
七・二二
〇・〇〇
〇・五六

●東京都告示第八百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

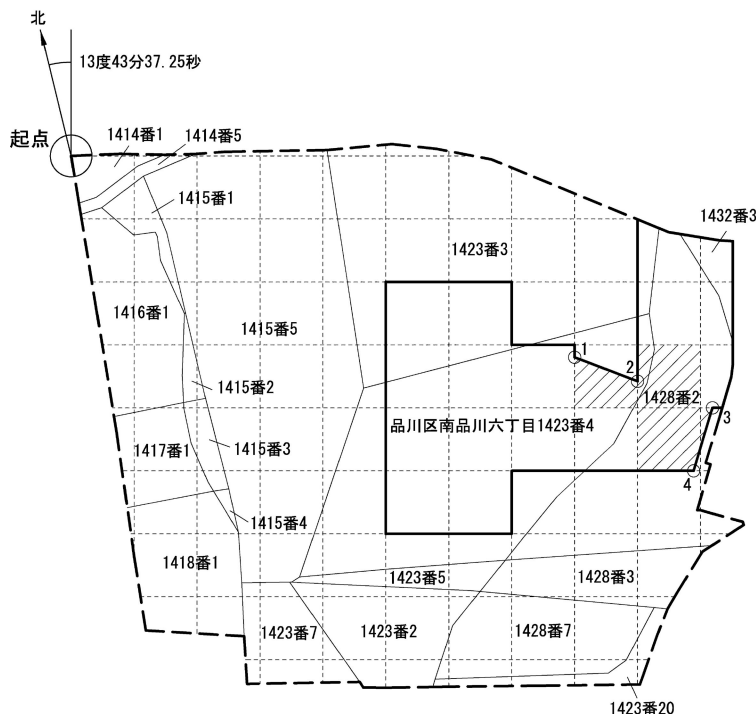
令和八年七月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区南品川六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界線
- — 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、X座標：-43069.019、Y座標：-8827.578とする。
※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（13度43分37.25秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

	X座標	Y座標
1	-43182.269	-8811.256
2	-43188.371	-8802.461
3	-43195.316	-8791.914
4	-43204.307	-8797.220

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性
この用紙は、リサイクル紙のうえに
リサイクルされています。

正誤

令和八年五月二十二日付目次

ページ 一段 一行 誤 正

一 上 三 保健医療局医療政策課 保健医療局保健政策課

令和八年六月十一日付五月分目録

ページ 一段 一行 誤 正

一 上 八 後から 保健医療局医療政策課 保健医療局保健政策課